

# 児童手当の手続きはお済みですか

児童手当は小学校修了前の児童を養育している方で、所得が一定額未満（所得制限限度額表参照）の方に支給されます。支給対象児童は昨年度までは小学校3年生まででしたが、今年度の制度改正により、小学校6年生まで拡大されました。また、併せて所得制限が引き上げられたため、今まで所得制限で受給できなかった方も受給できる場合があります。

## 受給するには手続きが必要です！

6年生以下のお子さんの保護者で、まだ児童手当の手続きがお済みでない方は、お早目に申請手続きをお願いします。

なお、改正に伴う新規請求は、今年9月30日まで受

け付けたもの限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

9月30日を過ぎて申請された場合は、申請した翌月からの支給になり、さかのぼつての支給はされませんのでご注意ください。

児童手当の手続きに必要なもの

17年中の扶養親族等の数	児童手当 (国民年金加入者等)	特例給付 (厚生年金・共済等加入者)
	所得額	所得額
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

※1 所得の状況によっては上記所得制限限度額に加算される場合があります。  
 ※2 扶養親族等の数は、税法上の控除対象配偶者及び扶養親族の数をいう  
 ※3 支給額は第1子、第2子がそれぞれ月額5,000円、第3子以降は月額10,000円

## 児童手当の手続きに必要なもの

◇印鑑◇請求者の保険証の写し◇請求者名義の振込口座番号の控え◇転入の方は前住所地の市区町村発行の所得証明書(今年1月1日に飯山市に住所がなかった方)

お子さんが生まれた方、転入した方は早めに手続きを

お子さんが生まれた方、転入した方などは特に早めの申請手続きが必要です。

この場合の児童手当は申請した日の翌月から支給されますので、該当する方は早めに子ども課子育て支援係で手続きをしてください。申請が遅れると遅れた月分の手当が支給されませんのでご注意ください。

## お問い合わせ先

教育委員会子ども課  
子育て支援係  
☎3111 内線3063

# 高齢者インフルエンザ予防接種のご案内

高齢者におけるインフルエンザの発症・重症化予防のため、インフルエンザの予防接種を実施しますので、希望される方は接種してください。(義務接種ではありません)

**対象者** 飯山市に住所のある方で①接種日現在で65歳以上の方②60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器等に重い病気のある方(身体障害者手帳1級程度)  
**実施期間** 平成18年10月1日～18年12月31日(医療機

関により多少異なります)

**接種場所** 飯山市が委託した医療機関になります。

**申込方法** 希望者は市が委託した医療機関に直接お申し込みください。

**接種費用** 自己負担1000円(1回の接種が受けられます。(1人1回限り、生活保護世帯の方は、自己負担が免除になります)  
**委託予定医療機関名** ◇飯山赤十字病院 ☎4195 ◇片塩医院 ☎2136 ◇

清水医院 ☎2351 ◇小田切医院 ☎2039 ◇戸狩診療所 ☎3995 ◇服部医院 ☎2816 ◇畑山医院 ☎2888 ◇北信州診療所 ☎1200 ◇北信総合病院 ☎0269(22)

2151 ◇ほか市外医療機関お問い合わせ先 市役所保健福祉課 健康増進係 ☎3111 内線182

# 「いいやま」を全国的にブレイクさせよう！

## 飯山経済塾第4講を開催します

市では、市内の商工業経営者・管理者・後継者などの皆さんを対象に、飯山商工会議所と連携を図り『飯山経済塾』を開講しています。経済塾は、従来型の産業に加えて新分野にも対応できる経済人の育成を支援するため、また、異業種交流が生まれるような経済活動の土壌を造り、将来的には飯山ブランドを生み出していくための基礎とする講座です。全6回講座で、第3回までは終了しましたが、第4回から第6回までは将来の飯山ブランドづくりに向け

「今、農業を勉強中です。実際にやってみると考えていた以上に大変ですね」と

「3年近く、長野県内や他県の物件を探し回り「した」と話すのは、昨年仕事を退職し、今年4月に東京から飯山市へ転入した庄司弘志さん59歳。

若い頃から考えていたという「ふるさと暮らし」のため、全国数十か所の物件を見てきたという庄司さんですが、条件に合ったいくつかの候補地の中から最後は「見に来たときの黄金色の田んぼに魅せられて」太田地区の曾根に決定、現在住宅を新築中です。

「ホームページなどを通してこの制度や、飯山市のすばらしさを伝えていけたら」と話してくれました。

現在パソコンを勉強中。

「家の周りの田園風景は飽きないですね」と話す庄司さん。

「いいやま」を全国的にブレイクさせよう！

市役所都市計画課 ☎3111 までお問い合わせください。

## 活用が始まっています 飯山市内定住・回帰支援住宅建設促進事業

市報7月号でもお知らせした飯山市内定住・回帰支援住宅建設促進事業を活用し、飯山市へ移住した方にお話を伺いました。

●飯山市内定住・回帰支援住宅建設促進事業とは  
 市外から飯山市へ移住し、新たに住宅を建設・購入する方や、新たにアパートを建設する方に対し、建設費や上下水道負担・加入金、CATVの宅内引込などの工事費に対し支援を行うなど、定住対策と民間事業者の経済活動の促進を図ろうとする制度。  
 詳しくは市役所都市計画課 ☎3111 までお問い合わせください。

専門の相談員が無料でご相談に応じます  
**交通事故に関する自賠責・任意保険の無料相談**  
 自動車保険請求相談センターは、自賠責保険(強制)・自動車保険(任意)の相談に応じています。相談は一切無料です。電話相談も受け付けますのでお気軽にご利用ください。

■相談受付時間  
 月曜日～金曜日(祝日除く)  
 ◇午前9時～12時 ◇午後1時～5時  
 ※毎月第2・第4木曜日の午後1時～4時には弁護士面談も行っています。予約制ですので、ご希望の方はあらかじめご連絡ください。

■ご相談は  
 (社)日本損害保険協会 関東支部  
 松本自動車保険請求相談センター  
 ☎0263(35)7790

**10月は労働保険適用促進月間です**  
 中野労働基準監督署、飯山公共職業安定所

労働保険(労災保険・雇用保険)は業種や事業規模の大小にかかわらず、労働者を一人でも雇用する場合は、必ず加入しなければならぬ国の保険制度です。

◇**労災保険**…労働者が業務上や通勤中に負傷・病気・死亡などの場合に、労働者や遺族を保護するため必要な給付を行います。

◇**雇用保険**…労働者が失業したり雇用の継続が困難な場合に生活や雇用の安定を図るとともに、再就職促進のため必要な給付などを行っています。

いずれも欠かすことのできない重要な制度です。まだ未加入の事業主の皆さんは、この機会に制度を理解されて一日も早く加入しましょう。

飯山経済塾 第4講  
**『“いいやま”を全国的にブレイクさせよう!』**  
 9月29日(金) 午後7時から9時まで  
 飯山商工会議所 2階

昨今の焼酎ブームの火付け役で、「六本木ヒルズ」「表参道ヒルズ」のコンセプト作りに携わり、アッシー、ジモティなどトレンド用語の生みの親でもある、西川りゅうじん氏の「楽しい・簡単・わかりやすい」講座です。

■講師 西川りゅうじん氏  
 マーケティングコンサルタント。一橋大学卒業。本格焼酎マーケティング研究会会長として昨今の焼酎ブームの演出に携わるなど、各地の大小の企業や行政に対する実践的コンサルは定評がある。東京工業大学、早稲田大学で非常勤講師、拓殖大学客員教授を歴任。昨年の森林セラピー基地全国サミットでの講演以降も度々来飯し「飯山ファン」を自認する。

■お問い合わせ  
 飯山商工会議所相談課 ☎2162  
 (市役所商工観光課  
 ☎3111 内線211でも受け付けています)